

## 基本目標Ⅳ

## 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

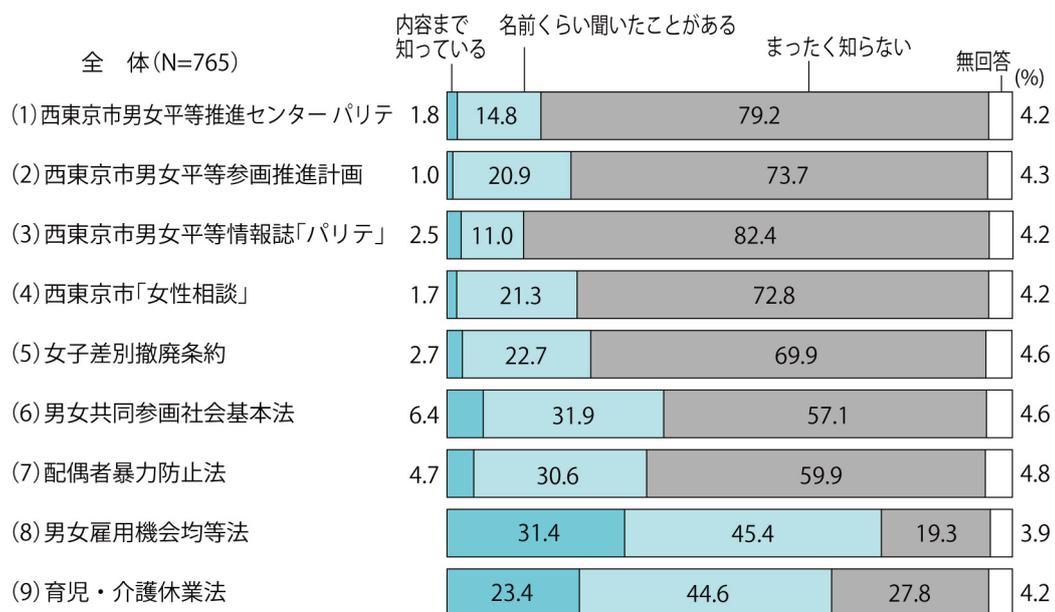
## 現状と課題

## ◆求められる男女平等推進センター パリテの一層の充実

男女平等推進センター パリテでは、市における男女平等参画推進の拠点施設として市民が必要とする情報を収集し、相談や学習を通じて問題解決の糸口をつかむための支援をしています。実態調査によれば、男女平等推進センター パリテについて「内容まで知っている」、「名前くらい聞いたことがある」と回答した人は16.6%であり、市の公共施設として、市民に十分に認知されているとは言い難い状況にあります。

家庭、学校、地域、職場など、あらゆる分野で男女平等参画をすすめていくためには、市民が男女平等参画に対する理解を深め、日々の暮らしの中から実践していくことが大切です。男女平等推進センター パリテにおける事業を充実し、市民の利用促進を図ることが必要です。

図表 西東京市の取り組み、男女平等に関する法律等の認知度（全体）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成24年）

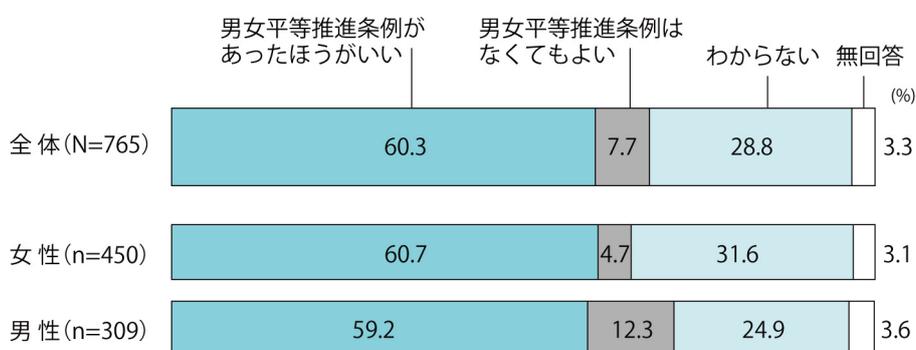
### ◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実

男女平等参画推進計画を着実に実施していくためには、関係各課の横断的な調整機能や推進体制の充実を図ることが必要です。特に、DV被害者の支援においては、相談、安全確保、自立支援まで、切れ目のない支援をする必要があります。関係各課・関係機関の連携が不可欠です。

また、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等、男女平等参画の施策を積極的に展開するよりどころとなるしくみの整備も検討する必要があります。男女平等推進条例制定について、実態調査では、6割が「男女平等推進条例があった方がいい」と回答しています。

さらに、一自治体だけでは取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映していく必要があります。

図表 男女平等推進条例制定についての意向



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 24 年）

### ◆男女平等参画のモデルを示す市役所の役割

男女平等参画施策を推進していくためには、まず、市職員自身が男女平等参画の意識を持つことが必要です。また、市役所が率先して男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性管理職の登用に取り組み、市内の事業所に向けてモデルを示すことが大切です。

平成 25 年 4 月 1 日現在の市職員における女性の割合を職層別にみると、職員総数では 48.4%を占めていますが、係長級職以上の女性の割合は 28.5%となっています。男女それぞれの構成比でみると、係長級職以上の割合は、男性は 47.3%であるのに対し、女性は 20.2%となっています。女性管理職の登用は、市内の事業所に向けてモデルを示す以上に、市の政策決定過程に男女平等参画の視点を活かすという意味でも大変重要であり、積極的に取り組む必要があります。

図表 西東京市職員における職層別人数と女性の占める割合

	全体(人)	男性(人)	女性(人)	女性の占める割合(%)
職員総数	1015	524	491	48.4
管理職総数(A)	84	72	12	14.3
係長級総数(B)	263	176	87	33.1
(A)+(B)	347	248	99	28.5
一般職	668	276	392	58.7

資料：西東京市（平成25年4月1日現在）

図表 西東京市職員における職層別構成比（全体、男性、女性）

	全体(%)	男性(%)	女性(%)
職員総数	100	100	100
管理職総数(A)	8.3	13.7	2.4
係長級総数(B)	25.9	33.6	17.7
(A)+(B)	34.2	47.3	20.2
一般職	65.8	52.7	79.8

資料：西東京市（平成25年4月1日現在）

#### ◆計画の着実な推進と進行管理

計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。市では、計画の策定時だけでなく、男女平等参画推進委員会が毎年事業実績の評価を行っています。市民の声を反映するために、引き続き、市民との協働による進行管理を行うことが大切です。

## IV-1 男女平等推進センター パリテの事業の充実

★重点課題

市における男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働をすすめます。

### 西東京市男女平等推進センター宣言

性、国籍、年齢などの違いや障害の有無にかかわらず、  
女性たちはもとより、あらゆる人びとが、  
ここにくれば、いろいろな人に出会え、結びつきが生まれる。  
ここにくれば、互いに解放され、自己をみつめることができる。  
ここにくれば、悩みを語り、共有し、解決に導ける。  
ここにくれば、共に学び、考え、行動することができる。  
また、  
ここにくれば、老いも若きも、女も男も、すべての人が元気になれる。  
そして、  
ここが、世界の平和を創り出す場となるとともに、  
西東京市民すべての人の、自由と平等に寄与することを願います。

男女平等推進センター パリテ

## (1) 相談機能の充実

女性が抱えているさまざまな問題について解決の糸口を見出すことを支援するため、相談機能の充実を図ります。また、男性相談についてもあり方を検討します。

事業	内容	担当課
①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。また、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

## (2) 学習機能の充実

地域における男女平等参画意識の定着を図るため、講座・講演、情報誌等を通じて市民に学習機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課
②センター通信の発行と配布	センター通信「パリテだより」等を発行し、市の公共施設等で配布します。市民がいつでもどこでも男女平等参画について学べるよう、支援します。	協働コミュニティ課

## (3) 情報機能の充実

男女平等参画に関する図書・資料を収集し、男女平等推進センター パリテのオープンスペースで提供する他、ホームページを通じて情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等推進センターパリテのホームページでの情報の提供	ホームページでパリテの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。	協働コミュニティ課

## (4) 市民との協働

市民・団体・NPOの交流・ネットワークづくりを促進し、市民との協働により、市民のニーズに沿った事業の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリテまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課

---

## IV-2 推進体制の整備と充実

計画を着実に実施していくためには、関係各課・関係機関との連携が必須であり、横断的な調整機能や、推進体制の強化が不可欠です。推進体制強化の一環として、男女平等推進条例や苦情処理機関の設置についても検討します。

―自治体では取り組みが困難な課題については、国や東京都等に働きかけ、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握します。

## (1) 庁内推進体制の充実・強化

男女平等参画推進計画の円滑な進行管理のために、庁内の推進体制を充実・強化します。また、男女平等参画の推進に関わる苦情処理機関の設置について検討します。

事業	内容	担当課
①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的を開催します。	協働コミュニティ課
②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課
③苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野にいれた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。	協働コミュニティ課

## (2) 男女平等推進条例設置の検討

男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例の設置について、検討します。

事業	内容	担当課
①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課

## (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

事業	内容	担当課
①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

### IV-3 庁内の男女平等参画の推進

市職員一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した男女ともに働きやすい職場づくりに取り組み、市職員自ら男女平等参画を実践します。

さらに、市発行物においては、固定的性別役割に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避けるなど、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

市内の事業所に男女平等参画を働きかけていくうえで、市役所が市内事業所に模範を示すことが必要であり、市内の一事業所として庁内の男女平等参画の推進に取り組みます。

## (1) 男女平等参画に関する職員の理解促進

市役所全体で男女平等参画を推進する施策を進めるために、男女平等参画に関する職員の理解促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課 職員課
②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
③職員の旧姓使用の実施	旧姓使用を希望する職員に対し、旧姓使用の制度を説明・適用します。	職員課

## (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランスを進め、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、男女ともに働きやすい職場環境の整備をすすめます。

事業	内容	担当課
①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知を図ります。	協働コミュニティ課
②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、西東京市特定事業主行動計画に基づき時間外勤務の縮減に取り組みます。	協働コミュニティ課 職員課

## (3) 管理的立場における女性職員の参画促進

市の政策決定過程において女性・男性の双方の視点を活かし、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、市役所における管理的立場における女性職員の参画促進をすすめます。

事業	内容	担当課
①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	協働コミュニティ課 職員課

## (4) 市発行物の表現における男女平等の視点の徹底

市報や市の情報誌・ポスター・チラシ・パンフレット等の発行物の表現において、男女平等の視点の徹底を図ります。

事業	内容	担当課
①市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布(再掲)	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課 秘書広報課

## IV-4 男女平等参画推進計画の進行管理

計画に記載された施策の進捗状況について、担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

### (1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催します。毎年の各事業の進捗状況を評価し、より積極的な取り組みをすすめるための提言を行います。

事業	内容	担当課
①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課